

保管廃棄能力向上及び火災防護設備、電気設備設置の概要

概要	主な内容
<p>①使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</p> <p>②アクティブ試験中の低レベル廃棄物貯蔵建屋</p> <p>新設中の事務建屋（再処理施設緊急時対策所）</p> <p>新設中のモニタリングポストの局舎</p> <p>左図の印は、モニタリングポストの局舎を示す。また、記載の局舎は、全9局舎あるうちの一例であり、他の局舎は施設の周囲に設置している。</p>	<p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の空きスペースを活用し、最大保管廃棄能力約 430 本の低レベル固体廃棄物の貯蔵室を設置する。</p> <p>アクティブ試験中の低レベル廃棄物貯蔵建屋の一部（最大保管廃棄能力約 50,000 本のうち約 7,500 本）を再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できるように施設区分を変更する。</p> <p>新設中の事務建屋（再処理施設緊急時対策所）に、火災防護設備（火災検出装置等）及び電気設備（電源ケーブル等）を設置する。</p> <p>新設中のモニタリングポストの局舎に、火災防護設備（消火器）を設置する。</p>